

令和5年2月16日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

## 電子処方箋導入に伴う補助金の拡充に関する要望

公益社団法人日本医師会	会長	松本 吉郎
一般社団法人日本病院会	会長	相澤 孝夫
公益社団法人全日本病院協会	会長	猪口 雄二
一般社団法人日本医療法人協会	会長	加納 繁照
公益社団法人日本精神科病院協会	会長	山崎 學
一般社団法人全国医学部長病院長会議	会長	横手幸太郎
一般社団法人国立大学病院長会議	会長	横手幸太郎
一般社団法人日本私立医科大学協会	会長	小川 彰

私たち医療関連団体は、令和5年1月から運用開始された電子処方箋について、患者の同意に基づく過去の処方・調剤情報のリアルタイムの共有や、重複投薬、併用禁忌の自動チェックが可能となることで、従来以上に正確かつ安心・安全な医療サービスの提供に寄与するものと考えており、その普及・啓発に取り組んでいるところです。

電子処方箋を導入する医療機関・薬局に対しては、医療情報化支援基金による補助金が整備されておりますが、「補助率の低さ」、「事業額上限の低さ」、「導入期限（令和5年4月以降は補助率がさらに低下する）」という3つの問題があることから、このままでは十分なインセンティブになり得ずに、普及が進まないことが想定されます。

電子処方箋の最終受益者は、より最適な医療を受けることができる患者であり、必要としない重複投薬の回避等により国民医療費の適正化を実現できる国であると考えます。一方で、医療機関側は、電子処方箋の導入は収益増につながるわけではありません。電子処方箋に限らず、医療DXを国策として推進するのであれば、現場のシステム導入や維持、それに伴い必要となるセキュリティ対策にかかる費用は、本来、国が全額負担すべきです。

以上のことから、電子処方箋導入に伴う補助金の拡充として、以下の三点を要望いたします（要望の詳細は別紙をご参照ください）。

1. 補助率の引き上げ
2. 事業額上限の引き上げ
3. 補助申請期限の見直し

以上

## 【別紙】要望の詳細

### 1. 補助率の引き上げ

補助率は、令和5年3月31日までに電子処方箋を導入した場合には、病院1/3、診療所1/2、令和5年4月1日以降に導入した場合には、病院1/4、診療所1/3となっており、医療機関側の負担が必ず発生する建付けとなっています。10/10（いわゆる実費補助）となるのが本来あるべき姿であり、医療機関の自己負担分ができる限り少なくなるよう、補助率の引き上げを要望いたします。

### 2. 事業額上限の引き上げ

今回の補助対象となる事業額の上限は、大規模病院486.6万円、それ以外の病院325.9万円、診療所38.7万円となっております。この額は、電子処方箋のシステムが明確化する前に実施したシステム事業者への聞き取り調査を参考に決めた額と承知しております。その際、医療機関側が作業しなければならない工程が多めに設定されるなど、実態にそぐわない低めの金額に見積もられています。国として改めてシステム事業者に調査いただき、実態を反映した事業額上限の引き上げを要望いたします。

### 3. 補助申請期限の見直し

令和5年4月1日以降導入の場合、補助率が低減することになりますが、公表と同年度内の導入を求められても、そのための予算を確保することは困難です。

現在、医療機関もシステム事業者も、電子処方箋の基盤となるオンライン資格確認の対応で余裕がない状況です。システム事業者においても、電子処方箋対応のための開発や現場の受け入れ態勢整備が全く不十分であることは、全国4カ所のモデル事業を見ても明らかです。令和4年度内に導入できる医療機関はごくわずかであると考えられますので、令和5年度以降に導入する場合の補助率低減の廃止もしくは低減するまでの期限の大幅な延長を要望いたします。

以上